

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国的に元請負人と下請負人の間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところであります。厳しい建設業の経営環境が続く中で、元請下請取引の適正化は従来にも増して強く求められております。また、今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、下請建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように特段の配慮が必要であります。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」におきましても下請契約を含む請負契約を適正な請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払うことが基本理念に位置づけられるとともに、受注者の責務として規定されております。

長崎県におきましては、建設業者が安心して県発注工事の下請となることができるよう、下請代金等の未払いを行った建設業者へ入札参加規制を実施するなど、元請下請適正化対策に積極的に取り組まれております。

また、社会保険等の未加入問題につきましても、県工事において社会保険等への加入を入札参加資格要件にするなど、加入促進による就労環境の改善に向け、取組を進められております。

以上を踏まえ、関係法令や別紙に示す留意点、ガイドライン等を遵守し、下請契約の締結や代金の支払いなどについて、さらなる元請下請取引の適正化を図り、施工管理の徹底、技能労働者の賃金水準の確保、適正な工期設定、週休2日など休日の確保の推進に努めるよう、別添のとおり長崎県土木部長を通じ国土交通省不動産・建設経済局長より要請がまいりましたのでお知らせ申し上げます。